令和７年 12 月 26 日
文　部　科　学　省
高等教育局私学部私学行政課私学共済室

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令」について、令和７年 11 月 11 日から令和７年 12 月 20 日までの期間、電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計２件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

（別　紙）

御意見	文部科学省の考え方
本改正案が、私立学校法人の財務的健全性や制度の明確化を図るものである点に賛同いたします。 そのうえで、制度の根幹にあるべき「日本の教育の土台」と「多様性のあり方」について、以下の視点を提案いたします。 多様性とは、本来、自らの文化や制度の土台をしっかり築いたうえで、互いの違いを尊重し合うことだと考えます。 日本の教育制度においても、まず日本人の子どもたちが自国の文化や歴史、言葉に誇りを持てるような環境を整えることが、真の多様性を育む前提になるのではないでしょうか。 その意味で、共済制度の対象となる私立学校法人については、単に形式的な基準を満たすだけでなく、「日本の教育制度の一部としてふさわしい文化的・制度的な土台を持っているか」という観点も加えるべきだと考えます。 たとえば、以下のような要素を認定の参考とすることを提案します： 日本語による教育を基本とし、日本の文化や歴史、国旗・国歌に関する教育を適切に行っていること 日本の教育基本法や学校教育法の理念に沿った教育方針を持っていること 地域社会との連携や共生を重視していること 制度の信頼性を高め、社会の一体感を育むためにも、共済制度の対象となる私立学校法人には、共通の教育土台を共有する存	本改正の趣旨に賛成の御意見として承りました。 なお、「私立学校法人の制度」については、本改正の対象としていない内容であり、回答いたしかねます。いただいた御意見については、弊省の私立学校法人の制度を所管する部署に共有いたしました。

在であることが求められると考えます。 　多様性を真に育むためにも、まず日本の教育の根幹を丁寧に守る制度設計をお願い申し上げます。 　以上	
私立学校教職員共済制度の各種手続について、電子申請・電子添付に対応し、年金等長期給付請求時の学校法人の証明を不要とする本改正案に賛成します。加入者・受給者の事務負担軽減と、事務処理の効率化・ペーパーレス化に資する実務的な見直しであり、提出書類省略規定の整理も含めて妥当な方向性だと考えます。	本改正の趣旨に賛成の御意見として承りました。